

報告第 8 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和6年5月15日付けで専決処分したので報告する。

令和6年 6月 4日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

道路側溝グレーチング蓋浮き上がりによる車両事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和6年2月28日に発生した車両通行時の道路側溝のグレーチング蓋の浮き上がりによる車両へ与えた被害に対する損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例(平成13年条例第7号)の規定により専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和６年５月１５日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、令和６年２月２８日に発生した車両通行時の道路側溝のグレーチング蓋の浮き上がりによる車両へ与えた被害に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

８２０，８３１円

２ 事故の概要

令和６年２月２８日（水）午後１時３０分ごろ大字北谷１１０９番地１の前の太宰府市道路を当該事故に係る車両が通過する際にグレーチング蓋が浮き上がり燃料タンクを損傷する損害を車両へ与えた。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険で相手方に全額支払う。